令和６年度[第 36－L4910－01 号]遠州灘海浜公園（篠原地区）
利活用構想策定業務委託　業務説明書

静岡県発注の『令和６年度[第 36－L4910－01 号]遠州灘海浜公園（篠原地区）利活用構想策定業務委託』に係る公募型簡易プロポーザル方式の手続き開始の公告に基づく、契約予定者を特定するための技術提案書等の提出については、関係法令に定めるもののほか、この説明書によるものとする。

１　業務内容等

(1)　業務目的

業務対象の遠州灘海浜公園（篠原地区）は、昭和 37 年に静岡県浜松市中央区篠原町地内に都市計画決定された約 36ha の都市公園であり、浜松市総合水泳場（ToBiO）以外の範囲は未整備となっている。

県では、令和６年７月に遠州灘海浜公園（篠原地区）について、野球場をメインとした「みんなが楽しめる健康・スポーツ公園」をコンセプトとし、基本計画を策定した。

この基本計画の実現に向け、民間活力の更なる活用による賑わい創出等を取り入れた利活用構想を検討し、これに基づき野球場の規模・構造の最適案の絞り込みに向けて、県と浜松市の協議会で検討することとしている。

本業務では、今後設置する協議会の運営を支援し、利活用構想案の取りまとめまで行うことを目的とする。

（別紙参考資料参照）

(2)　業務内容

ア　前提条件の整理
イ　民間ヒアリング等の実施
ウ　利活用のコンセプトと機能の整理
エ　利活用案の絞り込み
オ　協議会・幹事会の運営支援
カ　打合せ協議等
キ　報告書等のとりまとめ

下記の業務は次年度以降に別業務で実施する予定

・　事業手法や制度緩和に係る事業条件の整理・検討
・　事業手法に関する定量評価（VFM）及び定性評価の実施
・　配置図とイメージパースの作成
・　事業化案の絞り込み
・　事業スケジュールと今後の課題整理
・　今後の業務内容の整理

(3)　履行期限

令和７年３月 24 日限り

(4)　契約限度額

本業務の契約限度額は、11,957,000 円（消費税込み）とする。

(5)　業務実施上の条件

業務の打合せの回数は４回とし、初回、成果納入時の打合せには管理技術者が出席するものとする。なお、作業の進捗に応じて協議の上、打合せ回数を変更できるものとする。

(6)　成果品

成果品は次のとおりとする。

ア　電子データ（ＣＤ－Ｒ）　　２部
イ　報告書（Ａ４版）　　２部
ウ　その他業務により生じた資料１式

２　参加表明書及び技術提案書を提出するために必要な要件

静岡県における建設関連業務の委託に係る競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、次に掲げる条件をすべて満足していること。

(1)　地方自治法施行令第 167 条の４の規定に該当しないものであること。
(2)　以下に示す、同種業務について、平成 26 年 4 月以降に完了した実績を有すること。（元請として完了したものに限る。）
・同種業務：公共施設整備におけるＰＦＩ導入可能性調査業務またはＰＦＩアドバイザリー業務
(3)　参加表明書の提出期限の日から契約の時までの期間に、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成元年８月 29 日付け管第 324 号）に基づく入札参加停止を受けていないこと。
(4)　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く）でないこと、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く）でないこと。

３　参加表明書、技術提案書及び見積書の提出
本プロポーザルに参加を希望する者は、次により参加表明書、技術提案書及び本業務に係る技術提案書に記載する内容を踏まえて、見積書を提出すること。見積書は、契約限度額を超えていないことを確認するために提出を求めるが、評価が最も高い者が 2 者以上存在した場合は、契約予定者を特定するための資料としても用いる。なお、積算の参考とするため、契約予定者に特定された者には再度見積を依頼することがある。
(1)　提出期間
令和６年 10 月 21 日（月）から令和６年 11 月５日（火）（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前９時から午後５時までの間
(2)　提出先
別表１に示す、静岡県交通基盤部都市局公園緑地課公園緑地班まで提出すること（郵送可。長３号封筒〔簡易書留料金を含む切手 460 円貼付〕を併せて持参若しくは郵送すること。）
(3)　提出内容

ア	参加表明書（様式１号）	１部
イ	技術提案書（別表２に示す様式３～８号、根拠書類を含む）	各１部
ウ	イのＰＤＦ形式データ（根拠書類を含む）を記録したＣＤ－Ｒ	１部
エ	見積書（様式自由）	１部

４　参加表明書及び技術提案書の作成及び記載上の留意事項
(1)　参加表明書（様式１号）
様式１号により作成すること。
(2)　技術提案書（様式３～８号）
ア　作成上の基本事項
技術提案書は、調査、検討及び設計業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。また、他の建設コンサルタント等の協力を得て又は学識経験者等の援助を受けて業務を実施する場合には、技術提案書にその旨を明記すること。なお、本説明書において記載された事項以外の内容が技術提案書に含まれている場合は、その部分の提案を無効とする。
イ　作成方法及び内容に関する留意事項
別表２により作成すること。書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとし、文字サイズは 11 ポイント以上とする。
ウ　技術提案書の無効
提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合、又は記載漏れ・不整合等の記載の誤りがある場合は、技術提案書を無効とし、非選定又は非特定とすることがある。
エ　既存資料の縦覧
技術提案書の作成にあたり、次のとおり既存資料を縦覧に供する（事務所外部への持ち出し不可）。ただし、縦覧を希望する場合には事前に別表１に示す、静岡県交通基盤部都市局公園緑地課公園緑地班と縦覧時間について調整すること。なお、データ複製は可能であるが、

縦覧場所において自らパソコン等を持参の上複製すること。

(ｱ) 縦覧期間

令和６年 10 月 21 日（月）から令和６年 11 月１日（金）（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前９時から午後５時までの間

(ｲ) 縦覧場所

別表１に示す、静岡県交通基盤部都市局公園緑地課公園緑地班

(ｳ) 縦覧資料

・ 令和３年度［第３３-Ｌ４９１０-０１号］遠州灘海浜公園（篠原地区）基本計画策定業務委託（製本及び電子データ）
・ 令和５年度［第３５-Ｌ４９１０-０１号］遠州灘海浜公園（篠原地区）官民連携導入可能性調査業務委託（製本及び電子データ）

5 本説明書及び縦覧資料等に対する質問

(1) 本説明書及び縦覧資料等に対する質問がある場合は、次に従い書面（様式自由）により提出することとし、電子メール、FAX、持参、郵送のいずれの方法でも可とする。ただし、電子メール及び FAX にて送信の場合、その旨を電話で連絡すること。

ア 受付期間

令和６年 10 月 21 日（水）午前９時から令和６年 10 月 25 日（金）午後５時までの間（持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前９時から午後５時までの間）

イ 提出先

別表１に示す、静岡県交通基盤部都市局公園緑地課公園緑地班

ウ その他

文書には担当窓口の部署、担当者名、電話及び FAX 番号、電子メールアドレス等を併記すること。

(2) (1)の質問に対する回答書は、質問を受理した日から５日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く）に質問者へ電子メールにより行うほか、下記により閲覧に供する。

ア 閲覧期間

回答した日から令和６年 11 月１日（金）（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前９時から午後５時までの間

イ 閲覧場所

別表１に示す、静岡県交通基盤部都市局公園緑地課公園緑地班

6 ヒアリング以降の審査対象者の選定

参加表明書及び技術提案書を提出した者が５者を超えた場合は、別表３の「1 予定技術者の経験及び能力」と「2 企業の能力等」の評価の合計が上位５者程度をヒアリング以降の審査対象者として選定する。

ヒアリング以降の審査対象者に選定された者に対しては、選定通知書により令和６年 11 月７日（木）までに通知する。

7 非選定理由に関する事項

(1) 参加表明書および技術提案書を提出した者のうち、ヒアリング以降の審査対象者として選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨と、その理由（非選定理由）を書面（非選定通知書）により、令和６年 11 月７日（木）までに通知する。

(2) (1)の通知を受けた者は、非選定通知の日の翌日から令和６年 11 月 14 日（木）（土曜日、日曜日及び祝日を除く）までに書面（様式自由）により、発注者に対して非選定理由について説明を求めることができる。

(3) 説明を求められたときは、説明を求めた者に対し、令和６年 11 月 15 日（金）までに書面により回答する。

(4) (2)の書面は、別表１に示す静岡県交通基盤部都市局公園緑地課公園緑地班まで提出すること。

提出方法は、電子メール、FAX、持参、郵送のいずれの方法でも可とする。ただし、電子メール及び FAX にて送信の場合、その旨を電話で連絡すること。

８　ヒアリング

技術提案書の提案内容等について、配置予定の管理技術者に対して、次のとおりヒアリングを実施し、技術提案書の評価を行う。なお、ヒアリング出席者は管理技術者とするが、補助として担当技術者１名の出席を認めるものとする。

(1)　実施日時

令和６年 11 月 12 日（火）

（１社に対し 30 分程度、詳細な時間については別途通知する。）

(2)　実施方法

原則、電話やＷＥＢによるテレビ電話システムでのヒアリングとする。使用するシステム等については、事前に担当窓口と調整することとし、通話環境に係るテスト等を事前に行ったうえで、ヒアリングを行う。

(3)　ヒアリング事項

ア　配置予定の管理技術者から技術提案書の内容について説明

イ　質疑応答

(ｱ)配置予定の管理技術者の経歴及び業務実績

(ｲ)技術提案の内容（実施方針、特定テーマ）

(4)　その他

ア　ヒアリング時における、資料の追加は認めない。

イ　参加時に配置予定の管理技術者であることを確認することができる写真付の身分証明書を持参すること。

ウ　説明に機材等が必要な場合は、技術提案書にその旨を記載し、ヒアリング時には必要となる機材等を持参すること。

９　契約予定者の特定

(1)　評価基準

技術提案書を別表３の評価項目・基準で評価し、評価が最も高い者を契約予定者として特定する。ただし、評価の最も高い者が２者以上あるときは、その中で見積額の最も低い者を特定することとし、また、見積額の最も低い者が２者以上あるときは、当該者のくじ引きにより契約予定者を特定する。

(2)　契約予定者への通知

契約予定者として特定された者には、特定通知書により令和６年 11 月 19 日（火）までに通知する。

10　非特定理由に関する事項

(1)　参加表明書及び技術提案書等を提出した者のうち、契約予定者として特定されなかった者（「６　ヒアリング以降の審査対象者の選定」によりヒアリング以降の審査対象者として選定されなかった者を除く。）に対しては、特定されなかった旨と、その理由（非特定理由）を書面（非特定通知書）により、令和６年 11 月 19 日（火）までに通知する。

(2)　(1)の通知を受けた者は、非特定通知の翌日から令和６年 11 月 26 日（火）（土曜日、日曜日及び祝日を除く）までに書面（様式自由）により、発注者に対して非特定理由について説明を求めることができる。

(3)　説明を求められたときは、令和６年 11 月 28 日（木）までに説明を求めた者に対して、書面により回答する。

(4)　(2)の書面は、別表１に示す静岡県交通基盤部都市局公園緑地課公園緑地班まで提出すること。提出方法は、電子メール、FAX、持参、郵送のいずれの方法でも可とする。ただし、電子メール及び FAX にて送信の場合、その旨を電話で連絡すること。

11　契約条件等

(1)　契約書の作成

契約書の締結にあたっては、契約書を作成しなければならない。

(2)　契約保証金
免除する。

12　労働関係法令等遵守の誓約書の作成
事業者等を守り育てる静岡県公契約条例第６条の規定に基づき策定された「県の取組方針」により、本業務に従事する者の労働環境の整備を図るため、以下の書類を提出すること。
(1)　契約時に、労働関係法令等を遵守する旨等を記載した誓約書（様式第１号）
(2)　本業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者を関わらせようとするときは、全ての下請負者から提出させた労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書（様式第２号）の写し

13　暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けた場合の措置
(1)　本業務の受注者は暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
(2)　(1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。
(3)　受注者は暴力団員等又は暴力団関係業者により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
※不当介入を受けたにもかかわらず警察及び発注者への通報（報告）等を怠った場合は、入札参加資格停止の措置を受けることがある。

14　その他の留意事項
(1)　手続きに用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
(2)　本業務を受注したコンサルタント及び、本業務を受注したコンサルタントと資本・人事面等において関連があると認められた製造業者又は建設業者は、本業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請け負うことができない。
上記の「本業務を受注したコンサルタントと資本・人事面等において関連」があるとは、次のア又はイに該当することをいう。
ア　本業務を受注した建設コンサルタントの発行済み株式総数の100分の50を超える株式を保有し、又は、その出資の総額の100分の50を超える出資をしていることをいう。
イ　製造業者又は建設業者の代表権を有する役員が本業務を受注した建設コンサルタントの代表権を有する役員を兼ねている場合におけることをいう。
(3)　提出書類の作成、提出及びヒアリング等に掛かるすべての費用は、提出者の負担とする。
(4)　提出書類に虚偽の記載をした場合には、技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止を行うことがある。
また、提出された参加表明書又は技術提案書が下記のいずれかに該当する場合は、原則その技術提案書を無効とする。
ア　参加表明書又は技術提案書の全部又は一部が提出されていない場合
イ　参加表明書又は技術提案書と無関係な書類である場合
ウ　他の業務の参加表明書又は技術提案書である場合
エ　白紙である場合
オ　本業務説明書に指示された項目を満たしていない場合
カ　発注者名に誤りがある場合
キ　発注案件名に誤りがある場合
ク　提出者名に誤りがある場合
ケ　その他未提出又は不備がある場合
(5)　提出された書類は返却しない。また、提出された参加表明書及び技術提案書は、ヒアリング以降の対象者の選定又は契約予定者の特定以外に提出者に無断で使用しない。なお、特定された技術提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。

(6)　提出期限後において、提出書類は受理しないとともに提出書類に記載された内容の変更を認めない。また、技術提案書に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
(7)　本業務について、主たる部分の再委託は認めない。
(8)　照会窓口は、別表１のとおりとする。
(9)　契約予定者として特定された者は速やかに提案内容を適切に反映した仕様書を提出し、契約後、その仕様書に即した業務計画書を作成し提出すること。ただし、技術提案書の内容のうち、発注者が採用を認めないことを通知した提案内容は除く。また、発注者が工程上適切な時期に履行を確認するために、技術提案履行確認シートを契約後作成し、監督員に業務計画書提出時に提出する。なお、契約予定者の特定後に、提案内容を適切に反映した仕様書作成のために、具体的な実施方法について提案を求めることがある。
(10)　監督員は、上記技術提案履行確認シートに基づき工程上適切な時期に履行状況を確認する。技術提案の内容が不履行の場合には、受発注者間において責任の所在を協議し確認する。技術提案書の内容の全部又は一部が受注者の責により実施されなかった場合は、静岡県委託業務等成績評定要領及び静岡県委託業務等成績評定考査基準に基づき業務執行に係る過失に伴う減点として、減点の対象とする。また、契約書に基づき修補の請求、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償の請求を行うことができる。

別表１（窓口）〒420-8601　静岡市葵区追手町９番６号　静岡県交通基盤部都市局

部　局　名	電話及びFAX番号	E-mail
公園緑地課 公園緑地班	TEL：054-221-3626 FAX：054-221-3493	shinohara@pref.shizuoka.lg.jp

別表２（技術提案書の作成及び記載上の留意事項）
（様式２号を技術提案書の表紙として、以下の様式を記載の上、提出すること。）

記載事項	内　容　に　関　す　る　留　意　事　項
本社､営業所の所在地等 （様式３号）	○根拠書類 ・本社、営業所等があることを証明する書類（登記簿謄本等の必要な部分）を添付すること。 ・静岡県における有効な「建設関連業務入札参加資格の審査結果」通知の写しを添付すること。
企業の業務実績･能力等 （様式４号）	参加要件 ・会社が元請として平成26年度から令和５年度までに完了している同種業務を記載すること。 【同種業務】 公共施設整備におけるＰＦＩ導入可能性調査業務またはＰＦＩアドバイザリー業務 ・同種業務として記載する業務は、１事業につき１件とする。また、修正等の業務は認めない。 評価項目 ・過去10か年度（平成26年度から令和５年度）に都市公園に関する当該業務の発注業種と同業種の業務の実績（件数）を記載すること。 ○根拠書類 ・業務が同種業務に該当していることが確認できる資料（契約図書の写し、図面、仕様書など）を添付すること。ただし、当該業務が平成26年４月以降に完了した業務で、一般財団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS)」に登録されており、技術資料提出時にその内容により実績の内容が確認出来る場合は、契約図書の写し等の提出は省略できる。 ・令和６年３月31日までにＩＳＯの認証取得がある場合、それを証明する書類を添付すること。
業務実施体制 （様式５号）	・配置予定の管理技術者、担当技術者（以下、「配置予定技術者」という。）を記載する。 ・配置予定の担当技術者は、複数（最大３名まで）とすることができるが、代表となる担当技術者を評価の対象とするため、代表担当技術者が明確にわかるようにすること。ただし、業務を分担して実施する場合の担当技術者の評価点については、各分担業務における代表となる担当技術者の平均とする。 ・分担業務の内容は、他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合にのみ記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。 ・管理技術者は担当技術者と兼ねることができるが、この場合、予定技術者の経験及び能力の評価時においては、管理技術者としての評価を行ない、担当技術者としての評価はしないものとする。
予定技術者の経歴 （様式６－１号） （様式６－２号）	・同種業務経験は、配置予定技術者が過去５か年度（令和元年度から令和５年度）に管理技術者又は担当技術者として従事した業務経験を記載する。 【同種業務】

	公共施設整備におけるＰＦＩ導入可能性調査業務またはＰＦＩアドバイザリー業務 ・配置予定技術者の手持ち業務は、公告日において、完了していない契約済みの契約金額 500 万円（税込）以上の他の業務（本県以外の発注者のものも含む）で管理技術者又は担当技術者として従事している（従事予定含む）すべてを記載すること。ただし、合計手持ち業務件数が 5 件以上の場合は、業務名等の記載については不要とする。 ○根拠書類 ・記載した業務が同種又は類似業務に該当していることが確認できる資料（契約図書の写し、図面、仕様書など）を添付すること。ただし、当該業務が平成 26 年４月以降に完了した業務で、一般財団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）」に登録されており、技術資料提出時にその内容により実績の内容が確認出来る場合は、契約図書の写し等の提出は省略できる。 ・配置予定技術者の保有資格については、保有資格の資格証の写しを添付すること。

記載事項	内 容 に 関 す る 留 意 事 項
業務の実施方針 （様式７号）	・「①業務の目的・内容について」、「②業務の制約となる条件等について」、「③業務の実施フロー及び工程表」、「④業務の課題等の対応方針について」、「⑤品質管理体制について」をＡ4 版合計 2 ページまでに記載する。概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることができる。 ・文字サイズは 11 ポイントを基本とし、文字間隔は標準とする。 ・記載する本文中には、提案者名が特定又は推測できるような記載（会社名、配置技術者名等）やロゴマーク等の使用は避けること。 ・カラーで作成した場合はカラーのまま評価する。
特定テーマに対する技術提案 （様式８号）	・次に掲げる特定テーマに対する取り組み方法を具体的に記載する。 【特定テーマ１】 野球場を核とした公園の整備に民間事業者からの活発かつ実現性の高い提案を幅広く民間事業者から引き出すための公募条件を設定する事前ヒアリング手法等を示す。 【特定テーマ２】 民間事業者からの提案を整理し、協議会に諮る実現性の高い概略施設配置図等の公園の利活用構想の作成プロセスを示す。 ・記載枚数は１テーマにつきＡ４版合計２ページまでとし、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることができる。 ・記載する本文中には、提案者名が特定又は推測できるような記載（会社名、配置技術者名等）やロゴマーク等の使用は避けること。 ・カラーで作成した場合はカラーのまま評価する。
参考見積 （様式自由）	・見積は、業務内容及び技術提案書に記載した内容を踏まえて必要な経費を算出し作成する。 ・本業務の契約限度額は、11,957,000 円（消費税込み）である。 ・積算の参考とするため、特定者には再度見積を依頼することがある。

別表３　（評価項目・基準）

１　技術資料

(1)　予定技術者の経験及び能力（換算後 28 点）【注１】

区分	評価項目			配点合計（12 点）	
			評価基準	管理技術者	担当技術者
予定技術者の経験及び能力	業務経験等	業務経験	過去５か年度（令和元年度から令和５年度）に同種業務の経験（※１）を下記の順位で評価する。 ①【同種業務】 公共施設整備におけるＰＦＩ導入可能性調査業務またはＰＦＩアドバイザリー業務 ②　上記以外	①４点 ②０点	①２点 ②０点
	専任性	手持ち業務量	契約金額 500 万円以上の管理技術者又は担当技術者として従事しているすべての手持ち業務件数（※２）について下記の順位で評価する。 ①　手持ち業務の件数が０～１件 ②　手持ち業務の件数が２件 ③　手持ち業務の件数が３～４件 ④　上記以外	①２点 ②２点 ③１点 ④０点	①４点 ②２点 ③０点 ④０点

※１　管理技術者又は担当技術者として従事した、令和元年４月１日から令和５年度までに完了している業務を対象とする。

※２　配置予定技術者の手持ち業務量は、公告日において、完了していない契約済みの契約金額 500 万円（税込み）以上の他の業務（本県以外の発注者のものを含む）で管理技術者又は担当技術者として従事している（従事予定含む）すべての件数とする。

【注１】評価項目ごとの配点比率を確保するため、予定技術者の経験及び能力に関する評価点については、配点合計である 12 点を 28 点に換算する。（予定技術者の経験及び能力に関する評価点＝技術得点×28/12）

(2)　企業の能力等（換算後 12 点）【注２】

区分	評価項目			配点合計（８点）
			評価基準	
企業の能力等	確実性	業務実績	過去 10 か年度（平成 26 年度から令和 5 年度）に都市公園に関する当該業務の発注業種と同業種の実績を下記の順位で評価する。 ①　３件以上 ②　１件以上３件未満 ③　上記以外	①６点 ②３点 ③０点
		ＩＳＯの取組	品質管理・環境マネジメントシステムの取得状況（※３）を下記の順位で評価する。 ①　IS09001 若しくは IS014001 の認証を取得済み ②　上記以外	①２点 ②０点

※３　企業のＩＳＯの取組状況は、令和６年３月 31 日までに品質管理・環境マネジメントシステムの認証取得がある場合に評価する。認証の取得を証明できる書類で確認する。

【注２】評価項目ごとの配点比率を確保するため、企業の能力等に関する評価点については、配点合計である８点を 12 点に換算する。（企業の能力等に関する評価点＝技術得点×12/８）

2　実施方針等（40 点）

区分	評価項目		評価基準	配点
実施方針等	業務理解度	業務の目的・内容	目的、内容の理解度が高く、優れている場合（その他発注者が認める重要事項の指摘を含む）に優位に評価する。	20 点
		業務の制約条件等	現地の現状及び業務の制約となる条件やポイントの理解度が高く、優れている場合（その他発注者が認める重要事項の指摘を含む）に優位に評価する。	
	実施手順	実施工程・フロー	業務実施手順を示す実施フローの妥当性及び業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高く、優れている場合（その他発注者が認める重要事項の指摘を含む）に優位に評価する。	20 点
		課題等の対応方針	業務実施上の問題点や課題等に対する対応方針の実現性が高く、優れている場合（その他発注者が認める重要事項の指摘を含む）に優位に評価する。	
		品質管理体制	成果の品質確保に対する品質管理体制の実現性が高く、優れている場合（その他発注者が認める重要事項の指摘を含む）に優位に評価する。	

3　特定テーマに関する技術提案（80 点）

【特定テーマ１】

野球場を核とした公園の整備に民間事業者からの活発かつ実現性の高い提案を幅広く民間事業者から引き出すための公募条件を設定する事前ヒアリング手法等を示す。

【特定テーマ２】

民間事業者からの提案を整理し、協議会に諮る実現性の高い概略施設配置図等の公園の利活用構想の作成プロセスを示す。

区分	評価項目		評価基準	配点
特定テーマに関する技術提案	特定テーマ1	的確性	計画地の地域特性や既往の検討などの与条件を踏まえ、ヒアリングにおける課題の整理が優れている場合に優位に評価する。	20 点
			着眼点、問題点、解決方法等について記載され、優れている場合に優位に評価する。	
		実現性	提案された民間ヒアリングの手法に説得力があり、優れている場合に優位に評価する。	20 点
			公的負担を軽減することを目的とした民間投資に関する提案を引き出す手法が明示され、優れている場合に優位に評価する。	
	特定テーマ2	的確性	計画地の地域特性や既往の検討などの与条件を踏まえ、優れている場合に優位に評価する。	20 点
			着眼点、問題点、解決方法等について記載され、優れている場合に優位に評価する。	
		実現性	官民連携導入の実現可能性を高めるための整理と検討のプロセスが優れている場合に優位に評価する。	20 点
			提案内容を裏付ける類似実績などが明示され、優れている場合に優位に評価する。	

様式第１号

誓　約　書

下記１に基づく業務の履行に際し、下記２の事項を誓約します。
この誓約に反したことにより入札参加停止等の処分を受けても異議は一切申し立てません。

記

１　業務名
○○○○業務　　（当初契約日　　年　　月　　日）

２　誓約事項
（１）本契約に基づく業務の履行に際し、別表に掲げる法律その他の労働環境の整備等に関する法令を遵守すること。
（２）本契約に基づく業務の履行に際し、別表に掲げる法律に違反し、所管行政庁の処分を受けたときは、処分の内容及び対応方針を速やかに県に報告し、是正のために必要な措置を講ずること。また、所管行政庁に是正の報告を行ったときは、その内容を速やかに県に報告すること。
（３）本契約に基づく業務の履行に際し、下請契約（再委託契約及び労働者派遣契約を含む。以下同じ。）を締結するときは、適正な見積りを基に、対等な立場における合意に基づいた公正な契約を締結するよう努めるとともに、次の事項に留意すること。
　ア　下請負者から誓約書を提出させ、その写しを県に提出すること。
　イ　下請負者が、本契約に基づく業務の履行に際し別表に掲げる法律に違反し、所管行政庁の処分を受けたときは、（２）の例により、それらの内容を速やかに報告させるとともに、その内容を県に報告すること。
　ウ　下請負者がさらに第三者と下請契約を締結したときは、当該下請負者を通じて、ア及びイと同様に、当該第三者からの誓約書の写しの提出等を行うこと。

年　　月　　日

発　注　者　職　　名　　氏　　名　様

住　所
受　　注　　者　商　号
氏　名（法人にあっては、代表者の氏名）印

別表　労働関係及び公正な取引に関する主な法律

１ 労働関係
（１） 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
（２） 労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）
（３） 最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）
（４） 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
（５） 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律 50 号）
（６） 雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)
（７） 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)
（８） 厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)
（９） 労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）

２ 公正な取引等
（１）私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）
（２）下請代金支払遅延等防止法（昭和 31 年法律第 120 号）
（３） 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）

様式第２号

誓　約　書

下記１に基づく業務の履行に際し、下記２の事項を誓約します。
この誓約に反したことにより入札参加停止等の処分を受けても異議は一切申し立てません。

記

１　元請契約名
○○○○契約　　（当初契約日　　年　　月　　日）
＊元請者が記載すること

２　誓約事項

（１）本契約に基づく業務の履行に際し、別表に掲げる法律その他の労働環境の整備等に関する法令を遵守すること。

（２）本契約に基づく業務の履行に際し、別表に掲げる法律に違反し、所管行政庁の処分を受けたときは、処分の内容及び対応方針を速やかに下請契約（再委託契約及び労働者派遣契約を含む。以下同じ。）の発注者に報告し、是正のために必要な措置を講ずること。また、所管行政庁に是正の報告を行ったときは、その内容を速やかに下請契約の発注者に報告すること。

（３）本契約に基づく業務の履行に際し、再下請契約を締結するときは、適正な見積りを基に、対等な立場における合意に基づいた公正な契約を締結するよう努めるとともに、次の事項に留意すること。

ア　再下請負者から誓約書を提出させ、その写しを下請契約の発注者に提出すること。

イ　再下請負者が、本契約に基づく業務の履行に際し別表に掲げる法律に違反し、所管行政庁の処分を受けたときは、（２）の例により、それらの内容を速やかに報告させるとともに、その内容を下請契約の発注者に報告すること。

ウ　再下請負者がさらに第三者と下請契約を締結したときは、当該再下請負者を通じてア及びイと同様に、当該第三者からの誓約書の写しの提出等を行うこと。

年　　月　　日

下請契約の発注者　様

住　所
商　号
氏　名（法人にあっては、代表者の氏名）印

別表　労働関係及び公正な取引に関する主な法律

１ 労働関係
（１） 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
（２） 労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）
（３） 最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）
（４） 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
（５） 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律 50 号）
（６） 雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)
（７） 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)
（８） 厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)
（９） 労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）

２ 公正な取引等
（１）私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）
（２）下請代金支払遅延等防止法（昭和 31 年法律第 120 号）
（３） 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）

都市公園整備の流れ（計画策定から工事まで）

別紙参考資料

計画・設計

STEP１　基本構想

・公園整備の基本方針決定
・導入施設の種類を設定
・土地利用を示すゾーニング図作成

（基本構想のイメージ）

野球場
2.2万人　屋外型

STEP２　基本計画

・施設の概略規模、位置を設定
・施設の配置を示す基本計画図作成
・主要工種の概算工事費を算定

（基本計画素案）

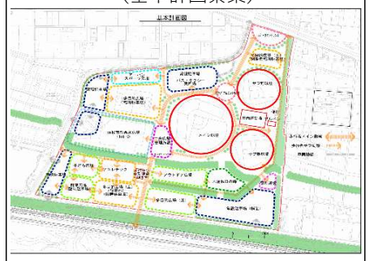

野球場
1.3万人　屋外型
2.2万人　屋外型
2.2万人　ドーム型

現　在

※

協議会設置

公園を含む全体的な利活用の構想

役割分担・費用負担
整備区域・事業手法

野球場1案絞り込み

※　必要に応じて基本計画の修正

ＰＦＩ事業

STEP３　基本設計

・各施設の概要を設定
・基本設計図を作成
・概算工事費を算定
※施設の規模をほぼ確定

（基本設計のイメージ）

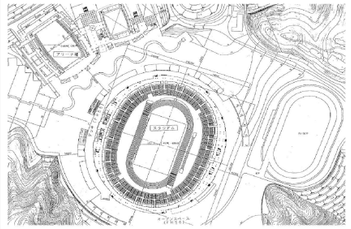

エコパの例

STEP４　実施設計

・施設の構造、材料、規格、
　ﾃﾞｻﾞｲﾝ、施工方法等を決定
・実施設計図（工事発注図面）作成
・工事費を算定

（実施設計のイメージ）

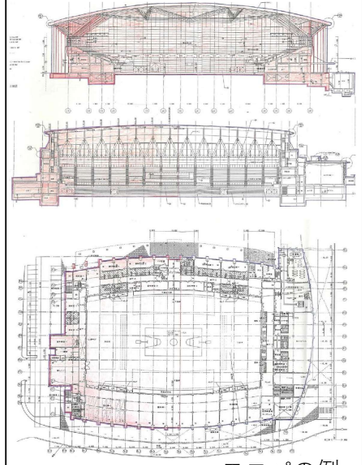

エコパの例

工事実施